

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年（2022年） 2月 28日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

水産加工関連事業者向け伴走型集中支援事業委託業務

(2) 業務の目的

近年の不漁に加え、長期に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響などにより、とりわけ厳しい状況にある水産加工関連事業者に対し、課題に応じた専門家を継続的に派遣するなど、事業者の経営体質の強化に向けた伴走型集中支援を実施する。

(3) 業務の内容

ア 水産加工関連事業者への専門家派遣対応

地域の水産加工関連事業者に対して、各事業者の課題（生産性向上、働き方改革、新商品開発等）に応じた専門家を継続的に派遣し、課題解決に向けた経営指導等を以下のとおり実施する。支援回数は、840回を基本とする。

(ア) 相談窓口の設置及び事業のPR

道内6圏域（道央、道南、道北、釧路・根室、オホーツク、十勝）に本事業の相談窓口を設置し、各地域の水産加工関連事業者の相談対応を行うとともに、状況に応じて管轄圏域の事業者への訪問を行う。また、様々な広報媒体を活用し、積極的に事業のPRを行う。

(イ) 派遣先企業の選定

派遣先企業の選定にあたっては公募による選定を行う。各（総合）振興局及び地域の支援機関等と連携し、支援が必要な事業者を幅広く選定できるように、きめ細やかに事業を周知すること。

(ウ) 専門家の選定及び派遣

対象事業者選定後に事業者への訪問を実施し、当該事業者の抱える問題点等をヒアリングの上、当該事業者の問題解決に適切な専門家を選定し派遣する。

(エ) 支援終了後のフォローアップ

専門家派遣実施後についても事業者の状況を把握し、サポートを行うため、継続的なフォローアップ体制を構築する。

イ 報告書等の作成

本業務で支援を行った企業情報、支援の概要及び結果、その他対象事業者へのアンケート等について、成果報告書として以下のとおり整理する。

(ア) 報告書等

- ① 報告書（A4版） 5部
- ② 報告書・概要版（A4版報告書本文を1～2頁程度にまとめたもの） 5部
- ③ 上記の①及び②を全て格納した電子媒体（CD-ROM） 1組

(イ) 報告書等に係る提出期限及び提出場所

- ① 提出期限：令和5年（2023年）3月2日（木）まで
- ② 提出場所：北海道経済部地域経済局中小企業課経営支援係

(4) 契約期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月2日（木）まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

単体法人又は複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であって、次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の法人事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 道内に事務所又は事業所を有する者であること。
- (8) コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- (9) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- 3 「北海道働き方改革推進企業認定制度」及び「障がい者雇用」に関する事項
道が実施している、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書（写し）や認証書（写し）を提出すること。

なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る認定書（写し）や認定証（写し）を提出すること。

4 企画提案の審査基準

- (1) 実施体制・業務遂行能力
- (2) 企画提案の目的適合性
- (3) 業務遂行方法の妥当性
- (4) 道施策との適合性

5 手続等

- (1) 担当部局

北海道経済部地域経済局中小企業課経営支援係 担当：山下

【連絡先】

〒060－8588

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁本庁舎8F

電話：011－204－5331（ダイヤルイン） ファクシミリ：011－232－8127

- (2) 企画提案指示書等の交付期間及び場所

ア 交付期間

公告の日から令和4年（2022年）3月15日（火）まで
（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで）

イ 交付場所

(1)の場所で交付

北海道地域経済局中小企業課のホームページからもダウンロード可能。

ホームページのURL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/index.html>

- (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法など

ア 提出期限 令和4年（2022年）3月8日（火） 17時 必着

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵便（書留郵便に限る）

エ 提出部数 1部

オ 作成方法 水産加工関連事業者生産性向上緊急対策事業委託業務参加表明書作成要領による。

- (4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法など

ア 提出期限 令和4年（2022年）3月15日（火） 17時 必着

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵便（書留郵便に限る）

エ 提出部数 9部

※表紙に企業名等を記載したもの : 1部

表紙に企業名等を記載しないもの : 8部

※企業名等を記載しないもの1部は、左綴じせず、ダブルクリップなどで留める。

オ 作成方法 水産加工関連事業者向け伴走型集中支援事業委託業務企画提案書
作成要領による。

(5) その他

提出された書類等については返却しない。

6 企画提案書のヒアリングの実施

- (1) 提出された企画提案書についてヒアリングを行い、最良の提案をした者（以下「特定者」という）を選定する。
- (2) 企画提案書を提出した者が5名を超えた場合、書類選考を行う。
- (3) ヒアリングの実施日時、場所及び企画提案の採否（ヒアリング結果）については、別途、文書により連絡する。
- (4) 参加表明者が企画提案書を提案期日まで提出しない場合又は企画提案書のヒアリングに出席しない場合には、企画提案の意思がないものとみなす。

7 特定者の選定方法

提出された企画提案書のヒアリングを通じて、予め定めた審査基準及び審査方法に基づき提案内容を評価し、特定者を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途、財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本円
- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は提案者側の負担とする。
- (3) 企画提案の採否については、別途、文書により通知する。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 企画提案書を提出期日までに提出しない場合は企画提案の参加意思がないものとみなす。また、企画提案ヒアリングに出席しない場合も同様に企画提案の参加意思がないものとみなす。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 契約保証金について
契約金額の100分の10に相当する額以上とするが、免除する場合がある。